

郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例

平成31年4月1日
商務情報政策局商取引監督課

1. 郵便物受取サービス業の範囲

郵便物受取サービス業は、法第2条第2項第42号に規定されており、具体的には、以下の3つの全てのサービスを提供する事業者を指します。

- ① 自己の居所又は事務所の所在地を、顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している
- ② 顧客に代わって、顧客宛ての郵便物を受け取っている
- ③ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している

2. 疑わしい取引に該当する可能性のある取引の類型

(全般的な注意事項)

以下の事例は、郵便物受取サービス業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他郵便物受取サービス業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して郵便物受取サービス業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、郵便物受取サービス業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべての疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、郵便物受取サービス業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要します。契約の成立・不成立にかかわらず、疑わしい取引だと判断したときは届出をする必要があります。

なお、届出にあたっては別紙様式（PDF）をご利用願います。

(1) 郵便物受取サービスの利用形態に着目した事例

顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ローンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことがうかがわれる取引。

(2) 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

- ① 複数人で契約に訪れ、契約者が同行者の指示に従い契約を進める取引。
- ② 自らの本人確認書類の内容や自社の事業内容について答えられない、あるいは辻褄の合わない回答をする顧客との取引。

- ③ 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- ④ 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関与している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実態がないとの疑いが生じた場合。
- ⑤ 郵便物の引き渡しの際、毎回異なる人物が来店する取引、あるいは転送先を頻繁に変更する取引。
- ⑥ 同一の携帯電話番号が複数の顧客の連絡先として登録されている取引。
- ⑦ 同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便物受取サービス契約を希望する取引。
- ⑧ 顧客が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引。

(3) 取引の特異性（不自然さ）に着目した事例

- ① 顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付される取引。
- ② 顧客に対して、多数の督促状や催告状が届く取引。
- ③ 契約をしたにもかかわらず、郵便物が一切届かない取引。
- ④ 契約途中から契約者と連絡が取れない取引。
- ⑤ 顧客宛てにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引。
- ⑥ 顧客が送付したと思われる郵便物が、大量に宛先不明で返送される取引。
- ⑦ 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- ⑧ 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- ⑨ 取引時確認において確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。
- ⑩ 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。

(4) その他の事例

- ① 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- ② 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。